



**\* 出店要項 \***

《開催日時》

令和6年11月3日(日) 10時00分～15時00分

《開催場所》

高野山 大師教会本部前

《概要》 ☆ここ高野山に集うも、何かの『御縁』☆

報恩感謝のおもてなし、御縁市出店を募集します。

和歌山を最大にPR出来る自慢の商品・食料品(飲食)等、地場産の素材や食材の使用を推奨しています。

境内地に不相応と思われる露骨な不精進(生魚や肉類などの生臭物)は不可。

\*\*\*\*\*

- ・地場産品、地産地消品、自営業の商品等  
ご当地産品(物品、加工品、容器包装入りの商品、等)
- ・物 品(一般商品)
- ・和歌山県下の食材を使用した飲食品 ※加熱調理・温めを伴う行為が必要なもの
- ・一般の飲食品 ※加熱調理・温めを伴う行為が必要なもの
- ・お大師様ゆかりの商品、オリジナル商品等
- ・手づくり品・アート・工芸品等
- ・体験やワークショップ
- ・観光PRキャンペーン等
- ・当事務局が出店されたい取り組みに賛同し、認めた者。
- ・その他



《参加資格対象者》

- ① 高野町観光協会の会員(高野町内・高野町外)
- ② 高野町民(一般)
- ③ 和歌山県下の事業者(団体・個人・グループ)
- ④ 和歌山県外の事業者(団体・個人・グループ)
- ⑤ その他



☆当高野町観光協会(事業主催者)構成員(正会員様・賛助会員様)の出店を優先とします。地域を元気にするために意見や情報を交わし、自発的に助け合いながら動かしていく参拝観光の地域づくりも目的としています。出店者同士相互の協力と積極的な活動により、長期的視野で参拝観光の更なる振興と地域経済の活性化を目指すものです。

## 《出店対象品について》

- ・参加資格要件に基づき、生産又は製造、加工等した地場産品。  
(安心・新鮮地場野菜、自慢の地域産品、こだわりの味、特産物、売り出したい飲食物、等)  
※高野山という背景に不相応と思われる露骨な魚類、肉類、強い匂いを伴う調理物は禁止します。
  - ・参加資格要件に基づき該当される自営業の取扱う商品等。
  - ・参加資格要件に基づき該当される出店者自作の工芸品やアート、クラフト等。
  - ・食品の販売については、名称、原材料、内容量、保存方法、賞味(消費)期限、製造者、所在等の商品表示がされていること。
  - ・主催者が認める参拝観光の企画実施や体験ブース、サービスの提供等。
  - ・高野町及び和歌山県下の催事やイベントのPRブース等。
  - ・その他、本事業の目的に相応しく、主催者が賛同出来ると判断したもの。
- ※本事業に相応しくないと判断するものについては、出店をご遠慮いただく事があります。

## 《出店料について》

区 別	高野町観光協会 会 員	一 般 (高野町内)	一 般 (高野町外)
出店料	免 除	1,000円	2,000円

## 《出店行為について》

- 1、単なるフリーマーケットではありません。会場は境内地です。  
参拝観光地の背景を配慮いただいた出店であること。奇抜な呼び込みは禁じます。
- 2、会場は屋外です。ケガ、事故などトラブルがなきよう安全第一で配慮して下さい。  
又、参詣の方々に参拝や拝観の妨げとなるような行動はご遠慮ください。
- 3、契約者(申込者)以外に出店権利(指定場所)を転貸しないこと。
- 4、暴力団と関わりがない事。暴力団を出店に従事させないこと。この事項に違反した場合は、即刻撤去し、撤去させられても異議を申し立てしないこと。
- 5、出店ブース(貴重品等)並びに設営備品は、各自の管理責任とします。
- 6、屋外出店に関する食品の取扱いについて、保健所の指導のもと実施しております。

**各自の営業行為で取得している許可証写しを主催者(高野町観光協会)に提出の事。**

- ・不特定多数の者を対象に行う模擬店、バザー(飲食品を提供)等を取り扱う場合は、事前に保健所への届出が必要になります。営業許可の対象となる行為を連続して2日以上、又は年2回以上行う場合には届出ではなく「食品衛生法に基づく営業許可」が必要です。
- ・会場内で調理して食品を提供する場合は、「露店営業に該当する飲食提供」として扱われます。  
露店営業の場合(野外に簡易な調理設備を設け調理食品を提供する)には、十分な洗浄や消毒設備など衛生面の強化が欠かせません。

本高野市では、十分な調理設備を配置する事は難しいため、原則として食品の提供直前に加熱処理程度として許可いたします。尚、現場では、包丁、まな板の使用ができないので、果物などは予め洗浄設備が整った施設で処理したものを用意して下さい。

- ・ 自営（店舗内で調理したもの）商品を会場に持ち込んで販売する場合は「物産」として扱います。容器包装入の食品を販売する場合には、食品表示法に基づく表示ラベルを貼付する必要があります。
- ☑加工品の取扱い並びに露店営業など、各商品の取り扱いには必ず保健所の指導に基づいた許可を受けている事が前提です。

☑申請手続き等をせずに販売できるもの

営業許可を取得した施設で製造された食品を仕入れ、販売、提供。

※適正な表示のある食品であることを確認、保存方法の徹底をしてください。

- ・ 食品の取扱いについては法令を遵守し、安心安全な食品提供に努め、食中毒予防並びにコロナウイルス感染症防止対策には細心の注意をお願いします。
- ・ 火器を使用の場合、発電機、燃料缶、暖房器具、発火の恐れがあるものには、取扱いは慎重を期して下さい。又、消防法により火器の取り扱いには「消火器」を備える事が必要です。

7、農産物や加工食品、飲料等の販売上、試食・試飲を提供することは食品衛生法上の許可は不要ですが、清潔な器具を使用し消毒用アルコールや冷蔵設備を用意し、衛生上の細心の注意を払ってください。（試食品は、屋内調理場にて予めカットし、現場では適した保存法で提供。）

8、酒類の取扱いについては、以下の通りです。

- ・ お酒を紙コップなどについて販売する場合 ※試飲・もしくは開封後の容器に移した販売は、一般酒類小売業免許を取得不要。
- ・ 土産や持帰り用として販売、又は縁日などで缶ビール・チューハイなど開封しないで販売する場合は【期限付酒類小売業免許の申請】が必要。

## 《出店に関する備品について》

出店に伴う備品類（テント・机・イス等）は各自で用意してください。

### ①テントは、各自で持参して下さい。【1ブース：3枚×3枚 以内】

※車両を活用したスタイルの出店（軽トラック、軽箱型車両等）は、現在お受けできません。

※食品を取り扱われる場合は、食品の安全管理の面から必ずテントを使用の事。

（食品を取り扱わない場合は、テント不使用可。）

※日よけパラソル、ガーデンパラソル等、の使用可。

※テント類について特に色指定はありませんが、境内地のため常識的なご対応をお願いします。

### ②テーブル・椅子等は、各自で持参してください。

主催者で貸出しする備品類にも限りがあります。各自でアウトドア用の折りたたみ式テーブルや椅子、コンテナ等、工夫を凝らした設営をお願い申し上げます。

### ③会場内の電源設備について

会場（大師教会屋外）には電源設備の整えがありません。なるべく電源を使用しない方法でご検討下さい。どうしても必要とする場合は「発電機の持込み」等、各自で工夫を凝らした出店をして下さい。

④来場者にわかりやすいよう、ブースに事業者名や商品名を明示してください。

⑤値札・商品説明用看板・飾付用 POP・テーブルクロス・のれん・のぼり等の装飾や管理は個々に行ってください。

⑥釣り銭など販売に関わるもの（買い物袋、ゴミ袋、領収書等）は、各自が持参の事。

⑦食品を取り扱う上で冷蔵・冷凍が必要な場合は、クーラーボックスなど各自でご対応をお願いします。

- ⑧コロナウイルス感染症予防対策に伴う各ブース内及び出店商品などの消毒、清掃のための用品や飛沫防止シート等は、各自の判断で行って下さい。

- ・備品については、各自でご用意下さい。
- 各自で用意出来ない場合は、ご相談下さい。(ご希望に添えない事もあります。)
- ・出店に関する代金は当日徴収させていただきます。※ブースに係員がお伺いします。

【貸出し価格一覧】

備 品	貸出し料金 (単価)	備 考
テーブル		<p style="color: red; font-weight: bold;">※備品の貸し出しはしていません。</p>
パイプ椅子		
発電機 (小)		
発電機 (大)		
コードリール		

《出店に関する設営・撤収について》

◎当日の準備

- ・集合時間 : 8時30分～9時00分 (会場への荷物搬入は、9時00分以降)
- ・ブース設営: 9時00分～9時50分 (9時50分までに開販売態勢を整えて下さい。)
- ・全体ミーティング: 9時50分～
- ・販売開始 : 10時00分～

※車両の乗り入れは、荷物搬入出時のみ可。

搬入後の車両は速やかに事務局指定の駐車場に移動の事。※当日、ご案内します。

※会場周辺の路上に駐車されないよう常識ある行動をお心がけ下さい。

又、荷物の搬入・搬出時には事故やトラブルがなきよう注意を払ってください。

◎ブースの配置場所

- ・事前に事務局が区画配分します。配置場所は事務局にご一任下さい。
- ・出店数が会場のキャパシティを超える場合は場所を分散することもあります。

◎ 終了(撤収): 15時00分～15時45分 ※予定(諸事情により変更する事があります。)

- ・終了後は、全員で会場全体の撤収作業を行います。
- ・商品が完売した場合でも定刻まで待機いただきます。

※諸般の事情でやむを得ず開催会場を変更することがあります。

その場合は、事前にご連絡します。主催者の指示に従いご協力をお願いします。

### 《諸事情による中止について》

◎気象状況（天気予報）、感染症の流行等による社会的情勢、諸事情を配慮し中止とする事があります。

1) 諸事情による中止の判断は、事務局が開催日の3日前までに決定します。

中止する場合のみ各出店者（代表）に連絡いたします。

2) 台風、豪雨・暴風等の警報が発令された場合は、上記の基準に限らず中止します。

- ・開催後、気象状況の急変によりやむを得ず催事を途中で中止する事があります。
- ・中止決定後に天候が回復した場合でも、開催は行いません。又、催事途中で中止した場合も同様です。

・中止のため生じた個人的な損害に対して、主催者は一切の責任を負いません。

※出店に伴う事前の食材仕込み（調達）や商品の仕入れについては、天候状況を各自が考慮し個々の判断で調整してください。

### 《全参加者と個人の安全の確保》

- ・出店者は、3日前から各自で検温するなど体調管理を徹底して下さい。  
発熱や体調がすぐれない方は、参加をお控え下さい。
- ・保健所等の健康観察下にある方は、参加を控えて下さい。
- ・マスク着用並びにこまめな手洗い、手指消毒等は個人の判断で行って下さい。

---

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

本件に関するお問合せ

■■■■（一社）高野町観光協会■■■■

事務局 電話 0736-56-2468・F A X 0736-56-2481